

# 村内会員規則

## (目的)

第1条 この規則は、会員に関する規程第3条に基づき、公益財団法人新しき村(以下「当法人」という。)の村内会員に関し必要な事項を定めるものとする。

## (入会)

第2条 村内会員は、当法人の精神に賛し、自ら責任をもって新しき村(以下「村」という。)に入るるものとする。

2. 村内会員になることを希望する者は、村内に体験入村者として居住して1年経過した後正式に入村を希望するときは、理事会に入村の申し込みをする。理事会は入村希望者及び村内会員双方から意見を聞いた後入村希望者からの入村について決定する。
3. 入村希望者は、村内会員と同一の義務を負い、また村から支給等を受ける。

## (村内における生活)

第1条 村内会員は、義務労働を自ら進んで果たすことを要す。

ただし病気その他やむを得ぬ事故があるか、皆の許しを得たものは除く。

2. 義務労働その他のことは村に於いて皆の相談で決める。しかし、村の精神にもとらない範囲で自説を固守することもできる。
3. 村内会員同士はお互いに命令することは出来ない。
4. 村内会員は、全て自己の言行の責任は自分が負う
5. 村内会員は、当法人の理事会において、当法人の定款、会員規程、本規則の定められたことに基づいて決議したことについては遵守しなければならない。

## (村からの支給等)

第4条 当法人は、村内会員に対して以下の給料を支給し、保証する。

2. 生活費として1ヶ月50,000円・食事代として1ヶ月3万円、健康保険・国民年金の掛け金額を当法人からの給料として支払う。
3. 当法人は、居住する部屋を提供し、同室で使用する電気・ガス・水道代を負担する。
4. 村内会員が病気になったときは、皆でそれを養い、又出来るだけなおすように骨折る。そのために必要な費用は当法人が負担する。

## (改正)

第5条 この規則は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

## 附 則

1. 大正7年10月制定
2. 大正9年12月改正
3. 令和4年9月改正
4. 令和7年4月18日改正